

一般競争入札公告

本事業について、次のとおり一般競争入札とし、社会福祉法人敬山会経理規程第72条の規定に基づき公告する。

令和7年11月4日
社会福祉法人敬山会
理事長 中山 洋一

1. 入札に付する事項

- (1) 入札名称 社会福祉法人敬山会 特殊浴槽整備
- (2) 入札方法 一般競争入札
- (3) 納入場所 社会福祉法人敬山会 障害者支援施設たまりメリーホーム
- (4) 設置場所 茨城県小美玉市上玉里50-124
- (5) 予定価格 公表しない
- (6) 納入期限 令和8年2月28日(土)

2. 入札参加資格

- (1) 特殊浴槽一式の販売及び納入設置した実績を有する者であること。
- (2) 商法の「株式会社」または「有限会社」の法人格を有すること。
- (3) 次に示す経営不振の状態にないこと。
 - ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ②民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき。
 - ③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続を行ったとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の2条に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はその他暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する業者でないこと。
- (5) 納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。
- (6) 消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く)がないこと。

3. 入札参加資格の確認と入札参加に関する誓約書及び一般競争入札公告・仕様書等入札に係る関係書類の配布

- (1) 入札前に入札参加資格申請の審査は要しない。
- (2) 入札参加資格に関する誓約書を入札書と同封により提出するものとする。
- (3) 入札参加資格の確認は、開札日現在で行い、入札参加資格確認通知書は通知しない。
- (4) 配布期間：令和7年11月4日(火)～令和7年11月18日(火)
配布方法：社会福祉法人敬山会ホームページよりダウンロード
(<https://www.keizan-kai.jp>)

4. 入札に関する質疑と回答

(1) 入札や仕様等に関する質疑はメール及びFAXとし、以下の通りとする。

①受付期間

令和7年11月18日(火) 17時まで

②受付場所

社会福祉法人敬山会 障害者支援施設 たまりメリーホーム

TEL: 0299-26-8808 FAX: 0299-26-8866

Mail: merry@atlas.plala.or.jp

③回答方法

質疑に対する回答は、質疑を提出した者に随時メール及びFAXにて回答する。

5. 開札に関する事項

(1) 開札日時

令和7年11月20日(木) 10時00分

(2) 開札場所

社会福祉法人敬山会 障害者支援施設 たまりメリーホーム 相談室

6. 入札の特定条件

(1) 郵送(書留、簡易書留に限る)による入札とし、持参、電報及びFAXによる入札は認めない。

①受領期限 令和7年11月19日(水) 17時までに必着

期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

②提出先 〒311-3436 茨城県小美玉市上玉里50-124

社会福祉法人 敬山会 障害者支援施設 たまりメリーホーム

TEL 0299-26-8808 FAX 0299-26-8866

③提出書類

ア) 入札書及び見積内訳書

イ) 連絡担当者の名刺1枚

ウ) 入札参加資格に関する誓約書

④郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

ア) 中封筒は、入札書及び見積内訳書を入れて封緘の上、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日・入札名称、入札参加者の名称を表記するものとする。

イ) 表封筒は、入札書及び見積内訳書を同封した中封筒、連絡担当者の名刺1枚、入札参加資格に関する誓約書を入れ、表に入札提出先郵便番号、住所及び事業所名、入札名称、入札参加者の住所及び名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

(2) 入札金額は、当該設備整備に係る諸経費、消費税を含めた総額とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 最低制限価格

設定しない

(5) 一旦提出された入札書は、引換、変更又は取消しをすることが出来ない。

(6) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。又、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落

札決定を取り消すこととする。

- ①入札参加資格がない者が提出したもの。
- ②入札金額が訂正され、訂正印が押印されていないもの。
- ③記名押印のない入札及び入札書の記載事項が確認できないもの。
- ④虚偽の入札参加資格に関する誓約書を提出したものがした入札。
- ⑤談合その他不正行為があったと認められる入札。
- ⑥入札件名に重大な誤りのあるもの。
- ⑦その他、公告に示す事項に反したものがしたもの。

(7) 開札は、法人の理事または監事及び契約担当者の立会により行う。また立会を希望する入札参加者は、事前に連絡して立会することができる。

(8) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し、FAX または、メールにより連絡をする。

7. 落札の決定

- (1) 落札の決定に当たっては、予定価格以下で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、入札者全ての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。但し再入札は1回のみとする。
- (4) 上記(3)により、再入札を行っても落札者がいない場合は、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合、交渉による随意契約を行うものとする。

8. その他

- (1) 納入に関しては、入所利用者に配慮し事故のないようにすること。
- (2) 管轄となる行政の指導があった場合は従うこと。